

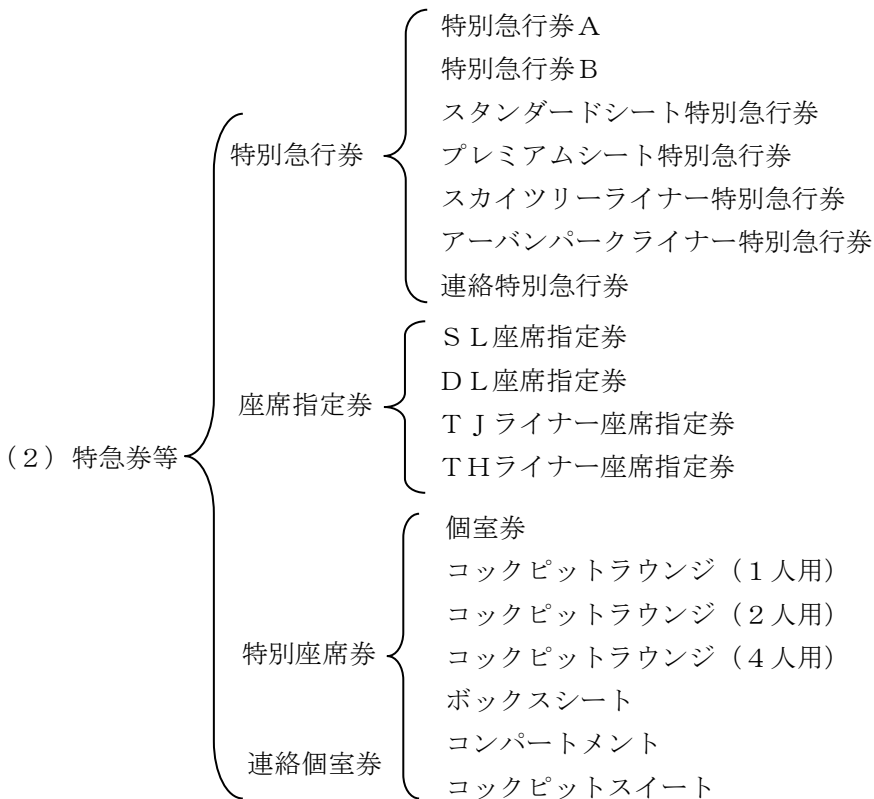
第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券
- イ 普通乗車券
 - 片道乗車券
 - 往復乗車券
 - 連続乗車券
 - ロ 定期乗車券
 - 通勤定期乗車券
 - 通学定期乗車券
 - ハ 回数乗車券
 - ニ 団体乗車券
 - ホ 貸切乗車券



(乗車券類の発売箇所)

第19条 乗車券類は、別に定める場合を除き、駅において、係員または乗車券類自動券売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、社で指定した駅において発売し、また、駅員無配置駅から有効となる乗車券は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅で発売する。

2 駅員無配置駅から乗車した旅客および係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する普通乗車券または特急券等は、前項の規定にかかわらず、列車内で発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

注 第1項の「別に定める場合」とは、次のような場合等をいう。

- (1) 列車内で乗車変更の取扱いをするとき
- (2) 乗車券類を委託発売するとき

(乗車券類の発売範囲)

第20条 乗車券類は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次に掲げる場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 他駅から有効となる特急券等と同時に、これにともなう必要な普通乗車券を発売するとき
 - (2) 乗車券を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅（着駅以外の駅については、途中下車できる駅に限る。）を発売とする普通乗車券を発売するとき
 - (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券・定期乗車券または回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅で発売するとき
 - (4) 乗車券類を社で指定した駅において発売するとき
 - (5) 団体乗車券または貸切乗車券を発売するとき
 - (6) 特急券等を発売するとき
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客のその乗車に有効な普通乗車券および旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、乗継ぎとなる列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、その定めるところにより発売する。

- (1) 普通乗車券

イ 特急券等と同時に使用する普通乗車券は、同時に使用する特急券等を発売する日から発売する。

ロ 前条第1項第2号の規定により発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前から発売する。

(3) 団体乗車券または貸切乗車券

運送引受け後で、旅客の始発駅出発日の21日前（3週間前の同曜日。以下同じ。）から発売する。ただし、特急料金等を収受する場合は、団体乗車券または貸切乗車券は、その特急券等を発売する日から発売する。

(4) 特急券等

旅客の乗車駅出発日の1箇月前（前月の応答日。ただし、応答日のない場合は、乗車駅出発日の属する月の初日とする。）から発売する。

なお、T J ライナー座席指定券については、別に定める日から発売する。

2 定期乗車券・特急券等の発売日は、前項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

3 社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項の規定にかかわらず、別に定める発売日から発売することがある。

（乗車券類の発売時間および発売区間）

第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間および発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から、終発列車の発車時刻の前までとする。ただし、乗車券類の

種類別の発売時間を別に定めることがある。

- (2) 発売区間については、別に定める場合を除き、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。

(乗車券類の購入申込書)

第22条 特急券等およびこれにともなう乗車券を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条または20条の規定を準用するものに限る。）、新感染症および新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約した乗車券類の発売)

第23条の2 社が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(乗車後における割引乗車券の発売の制限)

第23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用または割引証等の不正発行の場合の取扱い)

第24条 次に掲げる割引乗車券等の使用資格者が、これを不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対し

て、これらの乗車券の発売を停止することがある。

- (1) 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券または旅客運賃割引証
- (2) 通学定期乗車券または通学証明書

2 旅客運賃割引証・通学証明書または第170条第1項第1号に規定する証明書（これに代る証明書を含む。）を次のいずれかに該当して発行した場合は、その発行者が発行の対象としている者に対して、旅客運賃割引証または通学証明書の発行を停止させまたは旅客運賃・増運賃をその発行者から収受することがある。

- (1) 使用資格者以外の者に発行した場合
- (2) 前項の規定により割引乗車券等の発売を停止された者に対して発行した場合
- (3) 事実を偽って記載して発行した場合

（割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合）

第25条 旅客運賃割引証は、次のいずれかに該当するときは、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明になったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消しまたは改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内でも、使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの、および発行者または使用者が、必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売する。

- (1) 片道乗車券 旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合、または環状線を一周し、さらにこれをこえる場合を除く。
- (2) 往復乗車券 往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路が異なるものを除く。
- (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（その区間が2区間までのものに限る。）を、それぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。

(普通乗車券の発売方)

第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条および第68条の規定により、それぞれ片道乗車券または連続乗車券を発売する。

- (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。
- (2) 営業キロ程を打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅または折返しとなる駅を着駅および発駅とする連続乗車券を発売する。

(普通乗車券の特殊発売)

第27条 旅客が、列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、その列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を所持する場合または旅客の請

求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃)を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅または、乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

- 2 前項の規定は、第21条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。
- 3 前各号の規定により発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅において、これと引換えに旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、すでに収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃(旅客が旅客運賃割引証を提出した場合または、旅客の請求する区間について、旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃)とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅において払いもどしをする。

(学生割引普通乗車券の発売)

第28条 指定学校(旅客鉄道会社で指定した学校をいう。ただし、放送大学を除く。以下同じ。)の学生または生徒が、片道100kmをこえて旅行する場合は、旅客運賃割引証1枚について1人1回限り、割引普通乗車券を発売する。

(学生割引証)

第29条 指定学校の学生または生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合、その在籍する指定学校の代表者から、第1号に掲げる事項が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに第2号に掲げる事項を記入して提出するものとする。

(1) 指定学校の代表者が記入する事項

- イ 割引証の番号
- ロ 学校種別または指定番号

- ハ 部科および学年（または年次）
- ニ 学生証、生徒証または児童証等（以下「証明書」という。）の番号
- ホ 使用者の氏名および年齢
- ヘ 有効期限（通信による教育を行なう学校については有効期間）
- ト 発行年月日
- チ 学校所在地（通信による教育を行なう学校については面接授業または試験会場の所在地を含む。）
- リ 学 校 名
- ヌ 学校代表者の氏名

(2) 学生または生徒が記入する事項

- イ 乗車区間
- ロ 乗車券の種類

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、旅客鉄道会社の定めるところによる。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 一般学校用

発行日から3箇月間。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定めるところによる。

- イ 新たに入学する学生または生徒に対して、学年の始期以前に交付した旅客運賃割引証については、学年の始期からとする。この場合、指定学校の代表者は、表面余白に、「何月何日から有効」の例によって、有効開始日を赤書きしなければならない。
- ロ 卒業予定の学生または生徒に対する旅客運賃割引証について、その有効期間が、学年の終期をこえるときは、学年の終期までとする。この場合、指定学校の代表者は、表面余白に、「何月何日まで有効」の例によって、有効期限を赤書きしなければならない。

(2) 通信教育学校用

面接授業または試験期間の10日前から、終了の5日後までの期間。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 救護施設(旅客鉄道会社で指定した救護施設をいう。以下同じ。)に保護され、または救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。ただし、割引普通乗車券は、旅客運賃割引証の有効期間内の日に発売できるものに限る。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について、付添人1人に限って前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって、被救護者に対して、割引の片道普通乗車券を発売する場合でも、付添人に対して割引の往復普通乗車券を発売することがある。

注 付添人が往路を単独で旅行し、復路被救護者の付添をする場合、その往路については、割引の普通乗車券を発売しない。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から、次の各号に掲げる事項が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

- (1) 割引証の番号
- (2) 指定番号
- (3) 乗車区間
- (4) 乗車券の種類
- (5) 旅行証明書番号
- (6) 被救護者の氏名および年齢

- (7) 有効期限
 - (8) 付添人を必要とするときは、付添人の氏名および年齢
 - (9) 発行年月日
 - (10) 施設の所在地
 - (11) 施設の名称および代表者の氏名
- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客鉄道会社の定めるところによる。
 - 3 被救護者旅客運賃割引証の有効期限は、発行の日から1箇月間とする。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第32条 社が特に必要と認めるときは、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証等を特定し、また季節により旅行目的地を限定して、割引普通乗車券を発売することがある。

- 2 前項の規定によって割引普通乗車券を発売するときは、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等を、そのつど関係の駅に掲示する。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第32条の2 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、各運輸機関について割引の片道普通乗車券を発売する。

(1) 相互直通運転等・無改札接続駅

乗 継 割 引 適 用 区 間		
社 線	接 続 駅	連 絡 運 輸 機 関
伊勢崎線 曳舟～鐘ヶ淵間 亀戸線 小村井～亀戸水神間 各駅	押 上	東京地下鉄株式会社線 半蔵門線 錦糸町 住吉 各駅
伊勢崎線 東向島～牛田間、 小菅～梅島間 各駅	北千住	東京地下鉄株式会社線 日比谷線 南千住、三ノ輪 千代田線 西日暮里、町屋 綾瀬、北綾瀬 各駅
東上本線 朝霞、朝霞台 各駅	和光市	東京地下鉄株式会社線 有楽町線 地下鉄成増、地下鉄赤塚 各駅

(2) その他の接続駅

乗 継 割 引 適 用 区 間		
社 線	接 続 駅	連 絡 運 輸 機 関
伊勢崎線 とうきょうスカイツリー～東向島間 亀戸線 小村井 各駅	浅 草	東京地下鉄株式会社線 銀座線 地下鉄田原町 地下鉄稲荷町 各駅
伊勢崎線 とうきょうスカイツリー～東向島間 亀戸線 小村井 各駅	浅 草	東京都地下高速電車線 浅草線 都営浅草橋、蔵前、本所吾妻橋 押上 大江戸線 両国、新御徒町 各駅
伊勢崎線 曳舟～堀切間、 北千住～五反野間 各駅	牛 田	京成電鉄株式会社線 本 線 町屋、千住大橋、堀切菖蒲園 お花茶屋 各駅
東上本線 北池袋～中板橋間 各駅	池 袋	東京地下鉄株式会社線 丸ノ内線 新大塚、茗荷谷 有楽町線 護国寺、東池袋、要町、千川 副都心線 雑司ヶ谷、西早稲田、要町、千川 各駅
東上本線 北池袋～中板橋間 各駅	池 袋	西武鉄道株式会社線 池袋線 東長崎、椎名町 各駅

2 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、当社区間について割引の片道普通乗車券を発売する。

乗 継 割 引 適 用 区 間		
社 線	接 続 駅	連 絡 運 輸 機 関
伊勢崎線 曳舟 亀戸線 小村井～亀戸水神 間 各 駅	亀 戸	旅客鉄道会社 総武線 両国、錦糸町、平井 各 駅
野田線 北大宮～大和田間 各 駅	大 宮	旅客鉄道会社 東北線 さいたま新都心、与野、 土呂、与野本町、北与野 各 駅
野田線 初石～豊四季、 新柏、増尾 各 駅	柏	旅客鉄道会社 常磐線 南柏、北柏 各 駅
野田線 塚田、新船橋 各 駅	船 橋	旅客鉄道会社 総武線 西船橋、東船橋 各 駅
東上本線 北池袋～中板橋間 各 駅	池 袋	旅客鉄道会社 山手線 高田馬場、目白、大塚、巣鴨 赤羽線 板橋 各 駅

第3節 定期乗車券の発売

第33条 削除

第34条 削除

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、1箇月・3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして乗車する場合
- (2) 次に掲げる様式の定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月・3箇月または6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合
- (2) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合
- (3) 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表

18.2cm

No. 通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・年齢 (歳)		
通学者の居住地 電話 ()		
郵料及び学年	部 科 学年 (年次)	
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	
証 明		
年 月 日発行		
学校所在地	代表者	職 印
学 校 名		
学校種別		
<small>1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、余印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち余印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、余印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の認印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。</small>		
年 月 日まで		
(発行章)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行なう学校で面接授業または試験を在籍校所在地と異なる場所で行なう場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業または試験会場とかつこ書きし、当該面接授業または試験会場所在地住所を記入する。

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、有効開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3 指定学校の学生・生徒または児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、社が必要と認めたときは、第1項の規定に準じて通学定期

乗車券を発売する。

(100kmをこえる定期乗車券の発売)

第37条 社が特に必要と認めたときは、前2条の規定にかかわらず、100kmをこえる定期乗車券を発売することがある。

(定期乗車券の一括発売)

第37条の2 前3条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、その定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、その定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

第38条 削除

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第39条 旅客が、第40条または別の規定に定めるところによる割引条件に該当する場合で、区間および経路を同じくして乗車するときは、11券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間について片道乗車券が発売できるときに限る。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

(通学用割引回数乗車券の発売)

第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行なう学校の学生、生徒が面接授業または試験のため、区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、その指定学校（通信による教育を行なう学校については面接授業および試験会場を含む。）もより駅までの区間について、11券片の通学用割引回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生。
- (2) 通信教育を行なう高等学校の生徒。

2 前項の通学用割引回数乗車券を購入するときに提出する旅客運賃割引証は、前項第1号に規定する大学の学生にあつては放送大学学生旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入するものとし、第2号に規定する生徒にあつては旅客鉄道会社の定める通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において第29条第1項第1号に規定する事項を記入する。また、このほか旅客運賃割引証には、乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。ただし、面接授業または試験期間の記入はしない。

注 第29条は学生割引証に関する規定である。

3 放送大学の学生が、第1項により、通学用割引回数乗車券を購入するために提出する放送大学学生旅客運賃割引証の様式は次による。

表

12.8 cm

契印

放送大学学生旅客運賃割引証

第 _____ 号

利用運輸機関名	
乗車区間	駅から 駅まで
乗車券の種類	回数券
部科及び学年	教養学部第 _____ 学年(年次)
学生証番号	
使用者の氏名 及び年齢	(_____ 歳)
割引率	2割
有効期間	学割証発行日から1ヶ月

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者 _____ 代表者

氏名 _____ 職印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

9.1 cm

備考 1 この旅客運賃割引証は、放送大学の学生に対して発行する通学用割引回数乗車券用のものとする。

通信教育を行なう高等学校の生徒については、旅客鉄道会社で定める通信教育学校用のものを使用する。

2 乗車区間および乗車券の種類は、使用者が記入する。

- 3 太わく内は係員が記入する。
- 4 上記以外の必要事項は発行者が記入する。

裏

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、呈示してください。

第41条 削除

第42条 削除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 一団となった旅客の全員が発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合で、次のいずれかに該当し、かつ社が団体として運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

第1 学生団体

(1) 次に掲げる学生・生徒等8人以上のもの、教職員(嘱託医師および看護師を含む。以下同じ。)とによって構成された団体で、その学校・保育所等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が8人未満のときでも、この取扱いをする。

イ 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所および同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)の児童

(2) 学生団体を構成する旅客が、次のいずれかに該当する場合は、団体構成人員として、その旅客1人につき、大人1人が付き添うことができる。

イ 幼稚園の幼児であるとき

ロ 保育所等の児童であるとき

ハ 小学校3学年以下の児童であるとき

ニ 障害または虚弱のため、社が付添を認めるとき

(3) 学生団体には、次によって旅行業者が同行することができる。

イ 団体構成人員(旅行業者を含む。以下同じ。)が100人までのと

きは1人とする。

ロ 団体構成人員が100人をこえるときは、100人までごとに1人とする。

第2 訪日観光団体

訪日観光客8人以上またはこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。

ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官または社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

第3 普通団体

第1および第2以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

- 2 前項に規定するもののほか、社が特に必要と認め、旅行目的・割引を受けるものの資格等、特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、社が運送引受をしたものに対して旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。
- 3 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第1項に規定する団体への参加等の理由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

（電車専用扱団体）

第44条 前条の規定による団体旅客は、団体旅客運送申込の際、この行程中の全区間または一部区間を、列車または車両単位に電車を専用（以下「電車専用扱」という。）して乗車することを請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時列車の設定を必要とする場合は、これを電車専用扱とするときに限って、団体旅客として取扱う。
- 3 学生団体に対しては、前2項の規定を適用しない。

4 運輸上の支障その他特別の理由がある場合は、第1項および第2項の規定を適用しないことがある。

(団体旅客運送の申込)

第45条 第43条の規定によって、団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程・乗車すべき列車その他運送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込を行うものとする。

2 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

表

団体旅客運送申込書										駅 控				
										申込日	年	月	日	
団体申込者住所氏名		住所								Ⓧ				
		氏名	電話											
団体旅行業者住所氏名 または連絡担当責任者氏名		住所								Ⓧ				
		氏名	電話											
下記の行程により団体旅客の運送申込をいたします。														
団体名				種 別	・学生団体 ・訪日観光団体 ・普通団体		申込箇所							
						団体乗車券 購入希望箇所								
申込人員		大人		小 児		教職員		付添人		業 者		合 計		
		人		人		人		人		人		人		
雨天時の場合		・雨天決行		・雨天中止		・雨天延期 (延期日: 月 日)		・その他()						
記事														
月日	曜日	区 間						発時刻	着時刻	列車番号				
/		—						希 望	:	:				
								※ 決 定	:	:				
/		—						希 望	:	:				
								※ 決 定	:	:				
/		—						希 望	:	:				
								※ 決 定	:	:				
/		—						希 望	:	:				
								※ 決 定	:	:				
/		—						希 望	:	:				
								※ 決 定	:	:				
受付		月 日		東武		他社()								
鉄 電 :		Ⓧ		月 日		承認NO.		承認NO.						
品番 75151500410 東武鉄道株式会社														
(注意)														
1 太枠内の欄を記入または○で囲んでください。(※印の欄は、係員が記入します。)														
2 学生団体の場合の申込者は、教育長または学校長(保育所にあつては保育所長、勤労青年学校および青年学級にあつては、代表者とする。)とし、申込者名を記入のうえ職印(勤労青年学校および青年学級の代表者にあつては職印または館印)を押してください。 なお、連絡担当責任者氏名欄に「学生・学級」等を付記してください。														
3 団体種別欄は、該当箇所を○で囲んでください。														
4 当日雨天時の取扱いは、該当箇所を○で囲んでください。なお、途中下車をご希望のときは、下車駅名を記事欄にご記入ください。														
5 学生団体以外の場合は、申込者の印を省略することができます。														

29.7cm

21.0 cm

(裏無地)

3 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体 教育長または学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）ただし、数校連合の場合で、学校長が申込みときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体および訪日観光団体 申込者・申込責任者または旅行者

(3) 特殊団体 代表者

4 前項第1号の場合で、数校連合のときは、団体旅客運送申込書に關係学校別の人員を明示するものとする。

(団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込を受け、社が運輸上支障がないと認めるときは、団体旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受をしたときは、その申込者に第4項の様式による団体旅客運送引受書を交付する。

ただし、第48条に規定する責任人員をつけないものについては、口頭によって、引受けをした旨を通知し、団体旅客運送引受書は交付しない。

3 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

4 団体旅客運送引受書の様式は、次のとおりとする。

表

団体旅客運送引受書						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">収入 印紙</div>	様			引受番号第 号 平成 年 月 日 東武鉄道株式会社 営業部長		
<p>月 日お申込の団体旅客については、下記の条件によって運送のお引受をいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 旅客営業規則第49条の規定による保証金として、 円を平成 年 月 日までに へ納付する。</p> <p>(2) 貴殿の都合によって解約した場合は、前号の保証金は返還しない。</p> <p>(3) 乗車人員が責任人員にみえない場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を支払う。</p> <p>(4) 列車運行の都合等によって、引受内容の一部を変更する場合がある。</p> <p>(5) 天災事変その他運輸上の都合によって、列車の運行が不能となった場合は、この引受を取消すことがある。この場合、收受した第1号の保証金は返還する。</p> <p>(6) 乗車方法等については、当方の指示に従う。</p> <p>(7) 請書は、記名押印のうえ、保証金の納付のときまでに提出する。</p> <p>(8) 前各号のほか、旅客営業に関する諸規程を守る。</p>						
団体種別				団体名		
申込人員	大人	人	責任人員	大人	人	
	小児	人		小児	人	
	教職員	人				
	付添人	人				
	旅行者	人		合計		人
合計	人					
行程	期日	区間	列車	発時刻	着時刻	記事

25.7cm

18.2cm

(裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(団体旅客申込人員等の変更)

第47条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、社が運輸上支障がないと認めた場合に限って行なう。ただし、その団体の始発駅出発日の14日前以降（訪日観光団体にあっては、始発駅出発日前5日以降）は変更の取扱いをしないことがある。

(責任人員)

第48条 臨時列車の運転・電車の増結等特別の手配を必要とする場合、または特急券等を必要とする場合、団体旅客に対しては、その団体旅客の申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の8割に相当する人員（1人未満のは数は、大人・小児各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれにみたないときでも、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。ただし、第44条の規定による電車専用扱団体の場合は、専用車両の定員の8割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満のは数は、1両ごとに切り捨てる。）をもって責任人員とする。

- 2 団体旅客運送引受後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行なう場合は、申込人員が増加したときは責任人員を変更し、申込人員が減少したときは、責任人員の変更は行なわない。
- 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送引受後、社の都合により引受条件を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾したときは、責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

第49条 団体旅客の申込者は、次のいずれかに該当する場合は、その申込人員に対する団体旅客運賃・料金の1割に相当する額（100円未満のは数は

100円単位に切り上げる。)を保証金として、社に納付するものとする。

- (1) 団体旅客に対して、責任人員をつけたとき
 - (2) その他、社が特に必要と認めたとき
- 2 前項の規定による保証金は、社の指定した日までに、団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者が、その期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。
- 3 保証金の取扱方は、次のとおりとする。
- (1) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
 - (2) 保証金の納付後、社の責任となる理由によって、引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃・料金が減少したときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
 - (3) 社が、第47条の規定によって団体の申込人員等の変更を承諾した場合、申込者は、保証金の納付前のときは、変更後の申込人員等に対する保証金を納付し、また、保証金の納付後のときには、納付すべき保証金の額と、すでに納付した保証金の額とを比較し、不足額があるときは、これを納付する。また、この場合、過剰額があっても、その過剰額返還の請求はしない。
 - (4) 保証金は、次の場合にのみ、その納付額の全額を返還するものとし、申込者の責任となる理由によって、その申込を取消したときは、返還しない。
 - イ 社の都合によって解約したとき
 - ロ 天災事変等の原因によって、団体の旅行ができなくなったため解約したとき
 - (5) 保証金には、利子をつけない。

(団体旅客の提出する請書)

第50条 第46条第2項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた申込者は、前条の規定による保証金を納付する時まで、団体旅客

運送引受書の全文を記載し、その下部に、次の事項を記入、押印した請書を、社に提出しなければならない。

(記入事項)

上記の引受条件につきましては、異議ありません。

年 月 日

東武鉄道株式会社営業部長殿

団体申込者住所氏名 ㊥

団体旅行業者住所氏名 ㊥

- 2 申込者から、前項の規定による請書の提出がなかったときは、社は、第46条の規定による運送の引受を取り消すことがある。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第51条 社で特に承諾したときは、旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、その区間を通じた団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第52条 次のいずれかに該当する場合は、貸切乗車券を発売する。

- (1) 全車貸切 1車両単位で貸切るとき
- (2) 列車貸切 列車を単位として貸切るとき。ただし、電車2両以上の場合に限る。

(貸切旅客運送の申込)

第53条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他運送計画に必要な事項を記載した貸切旅客

運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行なうものとする。

- 2 貸切旅客運送申込書は、第45条第2項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第54条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受け、社で運輸上支障がないと認めたときは、その貸切旅客運送の引受をする。

- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込者に第46条第2項に規定する団体旅客運送引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送に関する必要事項を加除訂正した貸切旅客運送引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第55条 第46条第3項・第47条および第49条から第51条までの規定は、貸切旅客の場合に準用する。

注 準用条文の内容は、次のとおりである。

第46条第3項 団体乗車券購入の際の団体旅客運送引受書の呈示

第47条 団体旅客申込人員等の変更

第49条 団体旅客に対する保証金

第50条 団体旅客の提出する請書

第51条 一部区間不乗の団体乗車券の発売

第56条 削除

第7節 特急券等の発売

(特急券等の発売)

第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・

日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

2 特急列車等の特別座席は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、当該特別座席券を発売する。

(1) 個室

イ	大人	4人		
ロ	大人	3人	小児	1人
ハ	大人	2人	小児	3人
ニ	大人	1人	小児	4人
ホ	小児	6人		

(2) コックピットラウンジ

イ	1名用	大人および小児の合計	1人
ロ	2名用	大人および小児の合計	2人
ハ	4名用	大人および小児の合計	4人

ただし、2人以上で発売する。

(3) ボックスシート 大人および小児の合計 2人

(4) コンパートメント 大人および小児の合計 4人

(5) コックピットスイート 大人および小児の合計 7人

3 直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、連絡個室券を発売する。

大人および小児の合計 4人

4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。

(遅延特約特急券等の発売)

第57条の2 特急券等を発売する際に、特急列車等が2時間以上遅延している場合（2時間以上遅延することが明らかな場合を含む。）は、旅客が到着時刻に2時間以上遅延したときでも特急料金等の払いもどしの請求をしないことを条件として、遅延特約の特急券等を発売する。

（特急券等の発売の特例）

第57条の3 旅客が規則第57条によらず、特急列車等に乗車しようとする旅客に対しては、特急列車等の車内または乗車口で係員が、特急券等を発売することがある。

ただし、この場合、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

第8節 削除

第58条 削除

第59条 削除

第60条 削除

第9節 削除

第61条 削除

第62条 削除

第10節 乗車券と特急券等との関連発売

(特急券等の関連発売)

第63条 特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券は、列車内で発売する場合を除き、特別急行券Aと同時に購入する場合に限って発売する。

2 特別急行列車の個室を除く特別座席に乗車する旅客に対して発売する特別座席券は、列車内で発売する場合を除き、スタンダードシート特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。

3 直通特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する連絡個室券は、列車内で発売する場合を除き、連絡特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。

第64条 削除